

玉城祭祀における禁中女官・君々ほかの職事
に関する基礎的考察：首里城正殿大庫理と
大美御殿を中心に

真喜志, 瑶子 / MAKISHI, Yoko

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

33

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2007-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002596>

王城祭祀における禁中女官・

君々ほかの職事に関する基礎的考察

—首里城正殿大庫理と大美御殿を中心に—

真喜志 瑤 子

一

沖繩近世の民俗社会は、歴史の根幹においては、本土的社會空間と姉妹の間柄にありながら、大陸からの直接的刺激を蒙りつつ、それ自身が醸成した内因と自らの発意によって、築き育てた一つの社會空間である、と、小川徹氏は書き記された^(注1)。筆者はこの序文の一節を、沖繩研究はその社会自身の内因と発意によるものに重きをおくべきであり、いたずらに、外部の影響を指摘することのみを終るものであってはならない、という氏の戒めを込めた言葉として受け止めている。

1 王城祭祀における禁中女官・君々ほかの職事に関する基礎的考察

『おもろさうし』は、中世沖繩の社会が自身で育てた祭祀歌謡である。その中に、筆者が読み取ろうと試みているのは、王府祭祀にも参加したであろう人々自身による言語表現である。

小稿の目的はまず、従来説では、オモロと直接に関係を持ったといわれる、『女官御双紙』『琉球国由来記』（以下『由来記』と略記）や史書の記録する君々、いわゆる王族神女とよばれる女性、また王に近侍する女官と王府祭祀との関係を明らかにすることである。

辺境の島国である琉球王国の儀礼を考察の対象とするとき、やはり、外部とどの様に通交し、どのような影響をうけたか、ということがまず一番の大きな問題になってくる。

近年、古代ヤマト王権と南島との交渉についての研究が進み、鈴木靖民氏は、七・八世紀にすでに、南島の側は、方物を携行し、朝廷の服属儀礼で相応の役割を果たし、位を受けたことを明らかにされた。その方物を、伊勢大神宮以下の諸社にたてまつることもあったという（文武三年、六九九年）。古代ヤマト王権はその後も継続して南島政策を行ったという^{（注2）}。

臨濟宗、京都南禅寺の芥隠は十五世紀半ばに来島し、広厳寺・普門寺・天竜寺などを創始し、広厳寺には十王堂を建てた。一四六六年には京都に渡り幕府の要人と会見し、京都の幕府とのあいだで、外交的な役割を果たした。この頃、数回の「琉球の入貢船」があったという記録もあるという。

景泰三年（一四五二年）頃に、明人（久米村人）懐機の企てにより、冊封使の便のために、首里と那覇を連結する長虹隄が築造されたと記される。懐機は、この難工事完成報恩のため、伊勢の天照大神をまつり、長寿禅寺を創建したと言われる。懐機は、当時国相として、国王と並んで諸外国に文書や礼物を贈るほどの実権者であった。中村哲氏の言われたように、「祭祀体制は政治体制の別の形による精神支配であり」（「久米島の政治起源」『沖繩久米島』、弘文堂、昭和五七年所収）、この伝承は、琉球王国の中国系最有力者が、中国とヤマトのあいだで、とくに宗教儀礼の世界で、平衡を保ち続けようとしていたことを示すものではなからうか^{（注3）}。

一六二七年元旦と十五日には、三百人以上の王府官人による、中国系の天尊廟などを含む多くの寺院へ、祈福のための〈社参〉が行われたという（『球陽』）。これは、『由来記』王城公事の、元日社参として記載しているものと同一内容の記事である。かつては、この社参の往還にオモロが歌われたと記している。

小稿で取り上げるのは、王府で行われた祭祀儀礼の一部に過ぎないが、個々の儀礼や、祭祀を行う者たちの事柄の細部に焦点を絞れば、みえてくるものがあるだろうとかんがえている。

琉球王国は、小冊封国として、朝拝や冊封儀礼を、中国的な儀礼に範をとって行う一方、稲穂祭・大祭、ミシキョマなどの農耕儀礼、ほかに神社への参詣、年忌などの神・仏事も行った。とくに、王家周辺の年忌への関心は高く、はやくから、実際に行われていたと考えられている。

王府の農耕儀礼の確立は、一五世紀末の尚真王以降のことといわれる。首里城正殿二階に大庫理、

階下に下庫理があつた。前者は女官、後者はヒキの官人の詰所でもあり、両所で祭祀儀礼が行われた。前者で女官たちは、真言宗系仏事や正月行事などの儀礼に奉仕する。侍女(女官)やヒキ役は、本来、奉仕者として、その出自には類似性があつたと思われるが、『由来記』などに記録される職事は異なつた性格をもつ。

いわゆる君々は、ここでとりあげる史料の上では、大庫理との関連もなく、ただ年忌の記事にわずかな記録を残すのみであるが、尚清王時代に築造されたという、大美御殿との関連がその職事の解明の糸口になる。

二

1 王城祭祀の概観

首里城で行われた祭祀儀礼には、中国の冊封国として朝貢貿易を行う小国の行うべき、朝拝や冊封儀礼などがあり、これは中国的な形式によるものであつた(『山来記』)。近年、王国の祭祀儀礼としてたびたび取り上げられるのは、王の即位認証式としての冊封儀礼であり、又中華の礼法に基づく「朝拝」儀礼である。この「朝拝」儀礼・冊封儀礼の進行役は、長く外交・貿易実務を主導したといわれる久米村の長史や大夫であつた(注4)。

一方、一見しては、中国的祭祀と思われるものが、実際はヤマト経山であり、本来の大陸の祭祀とも異なつていふという事例もある。王城では、本来中国の祭祀である五節句なども行われたが、これは、ヤマト經由の間接的な受容としての可能性を考えるべきであろう。例えば、『山来記』によれば、七月七日には、先王御拝の仏事がおこなわれ、三月三日は南風御殿で倭国礼として行われた(注5)。もう一つの事例は、農耕儀礼ミシキヨマの、首里殿内における、王と聞得大君による儀礼である。これは、豊見山和行氏がすでに指摘されているように、あきらかに中国の儀礼を踏まえたものであり、中国向けのものでもある(注6)。しかしここで注目したいのは、中国的な装いをすると同時に、その城外の首里殿内で行う祭祀の本身は、王自身が、鉦を用いて行う、呪術的所作を中心とした儀礼であつた、ということである。とくにそれは、実際に、南部の農耕に必須な、その土質に合わせた、特別な農具であつたという(拙稿注14参照)。

又これらは、彼ら自身の食糧、あるいは上納品としての穀物の成長を祈るための物忌みの習俗など、島々の古来の習俗に基づく呪術的な儀礼を伴うものでもあり、創世神話とも密接に結びつくものであつた。これらの、ミシキヨマなどは、冊封儀礼などの、他の祭祀に比較して、農耕を行った島民の精神生活に、より近く、そして深くかかわる儀礼であつたとかんがえられる。そのゆえに、創世神アミミキヨとむすびつけて語られる儀礼となつたのであろう。このような意味で、筆者の関心は、主に此方にある。

オモロと王府の祭祀儀礼の関係について一言えばオモロが、王府の祭祀儀礼研究の第一次史料であり、要となる文学である、という点については、異論はないと思われる。オモロの解釈は当然ながら一つではなく幾通りもの可能性を含むが、それと同時にそれを裏付ける、王府の祭祀儀礼の考察を必要とする。従来説は、これらの、王府オモロ群について、とくに、その初期に、王族神女(君々)は、王府儀礼にも直接的に関わり、その歌唱を担ったと解釈する。とくに言われてきたのは、(キミテズリ百果報事)と君々とのかわりである。『おもろさうし』は、キミテズリに関する多くのオモロを収載する。これについては稿を改めて述べるが、筆者は、キミテズリの祭祀も、(物参り)の主体であり、とくに、カマエ(貢)を寄せる力をもち呪術者のな性格をもつヒキ役、あるいはヒキ系官人に依存あるいは期待して行われた儀礼であった、と推測している。

2 従来説とその問題点

中世以来の王国の祭祀儀礼については、先行の論考があるが、筆者のみるどころではそれらはその一部を対象としたものである(注7)。従来説を、主に、オモロと王府祭祀の関係を中心にして、つぎのように整理する。

- ① 王城祭祀は、中世初期以降、羽地仕置(向象賢の摂政期一六六六〜七三年、に布達した文書集。王府機能の合理化や固有祭祀の統制などをふくむ)の頃まで、ヲナリ信仰に基づき、専ら開得大君を頂点とする女性によって行われてきたとする説。『女官御双紙』が、「三十三君」としてあげる、多くの王族女性「君」は、最高位の女性祭司開得大君に率いられ、王城祭祀、(キミテズリ百果報事)や農耕祭祀に参加した。伊波普猷氏以来、今も通説的位置にあるオモロの解釈は、これらを基礎にしている。その結果、初期の王府オモロには、「君」として、王族女性が直接的にかかわった、とするのが、大方のオモロ解釈の前提であり、中世沖繩の宗教や祭祀儀礼の主要なイメージとなった(注8)。
- ② 兩乞い儀礼の考察のなかで、琉球国王(男性)を、司祭でありまた神聖王とみる説。聖俗二元論とは異なる。その聖性は巫女による象徴的儀礼(王を太陽の化身・末裔とする観念やセジを身につけているという観念)により支えられていた(注9)、とされる。国王の宗教的な性格は近世に至っても変化なく、王と巫女は不可分の関係にあつて国家祭祀を構成するとされる。宗教と女性の関わりを強調する見方は、①を引き継ぐ。

- ③ 開得大君を頂点とした女性による儀礼・男性官人による儀礼、を儀礼実行の区域で区別してaからbへの、再編・変容をみる説(注10)。

a 城内聖域(京の内)で行う、開得大君を頂点とする女性(神女)による琉球固有の儀礼体系。

b (正殿御庭)で行う、国王と官人(男性)による儀礼。

従来説の特徴と問題点

①は、いわゆる聖俗二元論であり、羽地仕置を境に神女の力の弱体化が起き、男性（官員）中心へと変容したとかがえる。

②は、王（男性）の祭祀的役割を強調するが、その多くを①に拠る。

③は、主に、冊封儀礼や朝拝儀礼研究の進展を踏まえて、国王や久米村人をふくむ官人による祭祀儀礼に着目。a王城の内（内証）と、b御庭（表）を分けるという視点は新しい。しかし羽地仕置を境に神女の力の弱体化をいうのは①と同じであり、官員の参加の時期ははっきりしない。

すでに述べたように、オモロそのものの解釈と、従来説が王族神女とオモロの関係を示す典拠としてきた『女官御双紙』を検討すること、冊封使陳侃や夏子陽の記録、『琉球神道記』（以下『神道記』と略記）などの、王族女性に関する見聞記録、又王府儀礼の詳細を記録する『由来記』などが、議論の中心になる。

祭祀儀礼は、いうまでもなく宗教的な行事である。宗教は一般に、超越的なものについての意識であり、呪術もまた宗教意識の一形態であるといわれている（注11）。つまり、オモロをうたうことも、宗教的行為であるが、従来、オモロや呪術にかかわる、王の身辺的な近侍の官員と祭祀の関係が、十分には議論されなかった。

伊波普猷氏は、はじめて、尚真王時代の、オモロ歌唱者を呪術師とみるという立場で考察されたに

もかわらず、かれらと、ヒキ役を重ねるといふ視点はなく、また、その後の研究でも、王府の祭祀儀礼との関連についての発言は多くない。ヲナリ神信仰、女性と宗教との関係を示すことが氏の以後の研究の基調となった。今も通説として受け入れられている従来説は、これを受け継いでいる。

一番の問題は、現在も、王府の祭祀に関しての、基礎的な考察が揃っていないということである。従来強調される王城の女性による祭祀に関しても、その基本史料である『由来記』などの考察は十分とはいえない。

3 前稿までの私見の要点

従来説は、君々とオモロの結びつきを、自明のこととかがえ、彼女らを高級神女と位置づけて、初期の王府オモロの、主役的役割を果たした者たちとして解釈している。筆者は、この解釈を疑問とし次のような考察をした。

(1) 王府オモロの基盤となり、それを担い続けたのは、尚真王時代には形作られていた、原初的な官員組織とも言うべきヒキ役、あるいはそこから分枝したヒキ系官員の一部であり、（物参り）の主役ともなった者たちである。オモロは、後述する首里城正殿の大庫理と対称的な位置を占める、下庫理に詰めるヒキやそこから分枝したヒキ系官人が、直接的に担う祭祀歌謡であるとみる。

(2) 官人ヒキ役が、尚真王時代頃に始まったとみられる、王府祭祀の核になる（基礎）部分とオモロ

そのものを担っていた。王府オモロには、ヒキの内部をうたうものもある。

(3) 王府の農耕儀礼（稲穂・大祭、ミシキヨマ）においてヒキやヒキ系官人の統率者として、これらの儀礼を行うのは、首里殿内とその主宰者首里大アムシラレであるが、そこで彼女らは、神職者としての役割を果たしているとは云えない。その基礎部分はヒキ役あるいはヒキ系官人が担う。

(4) 王族女性に関する冊封使などの記録は、これらの王府の祭祀儀礼についてのものではなく、別に、存在したと推測される、ヤマトの影響をうけた神判的な宗教儀礼についての見聞記録とかがえる。

次にこれらの基礎となる、前稿までの筆者の意見を少し詳しく説明する。

- 1) 十五世紀末頃の「円覚禅寺記」「国王頌徳碑」に記される「邦畿」とは、東恩納寛惇氏の指摘された、直領地として畿内三間切を指す。当時すでに身分の尊卑に基づく礼秩序を体現するといふ（畿内制度）的な政治がある程度実現していた。これは、碑文などによれば、すでにそれ以前に始まった制度であり、後に引く『李朝実録』の記録はこれを示している。オモロは畿内三間切をミシマとよぶ。首里城は、その一間切、南風原間切の首里殿内管轄内の当蔵町に位置した^(注12)。
- 2) 王府の、ミシキヨマ、稲穂・大祭、雨乞いなどの農耕儀礼の主宰者、首里殿内の首里大アムシラレは士女（里主、後の地頭の妻女）として、他の二大アムシラレをしのご勢力を持っていた。この当時の首里大アムシラレは、南部を根拠とし、三司官や三司官座敷を輩出した、阿姓や東姓

一族からでている。これらの祭祀では、実際に御拝を行うのはヒキやヒキ系官人であった。ヒキは、その職名からみて、元来は船子や船頭の組織であり、また王城で王の身辺を警護する原初的な官人でもあつて橋や城壁の造作をし、時に兵士ともなる者であり、又祭祀儀礼ではオモロ歌唱や呪術的行為をする者たちであり、その多くの者の出自は、俘虜であつたと推定される。その内部には主従関係があつた。ヒキ系官人は、三平等の殿内と結びつきを強めて分枝したと推測されるが、中世以来のヒキの組織はそのまま残った。かれらは、ヒキ系官人とともに、王城祭祀に重要な働きをした。

- 3) ミシキヨマは、麦や米の御初を献上する祭であり、百人御物参りともよばれた。百人御物参り（正月・九月）に代表される物参りは、王府の最重要の儀礼の一つである。物参りには、二種あり、双方ともヒキとヒキ系官人の関与する儀礼である。物参り自体が、本来、ヒキ役のもつ呪術的性情と関係あることを示す。

① 百人・四品・七度、各御物参り（ヒキ系官人と大アムシラレほか）

② 四度御物参り（ヒキ役のみ）

- 4) 従来説は、オモロの（キミ）を、『女官御双紙』の三十三君としてあげる、王族女性名と同一視した。オモロのキミは、従来説では説明できない（注13）。

これらを総合して、従来の通説的な聖俗二元論でこれらの事象を説明することは無理であるとかん

がえた(注14)。

しかしながら、従来強調されるこれらの女性の係わる祭祀について、筆者自身もいままで、部分的にしか触れることができなかった。そこで小稿では、禁中女官や、君々が祭祀儀礼に関してどのように記録されているのかを、みてゆきたいと思う。

三

1

小稿でみてゆくのは、主としてつぎの様な文献史料にみえる事柄である。

一期 一五世紀頃(尚泰久・尚徳王…)『李朝実録』の王城記録

二期 一六世紀頃(尚真・尚清王…)陳侃『使琉球録』、碑文、『おもろさうし』

三期 一七世紀頃(尚寧王…)『神道記』『中山世鑑』(以下『世鑑』と略記)、羽地仕置

四期 一八世紀頃(尚貞王…)『女官御双紙』『混効験集』『由来記』『琉球国旧記』(以下『旧記』と略記)、『中山世譜』(以下『世譜』と略記)、『球陽』

一般に、一・二期を琉球王国の中世、三・四期を近世期と呼ぶ。王城の祭祀全体についての記録は、四期に集中している。従って、それ以前の、中世の王城の祭祀儀礼のおおよその全体像を知ることが

りも、主にこれらの中にある。

2 『李朝実録』の女官についての記述

一五・六世紀の琉球事情をかたる朝鮮側の史料として『海東諸国紀』(岩波文庫)『李朝実録』がある。量的に、前者の記事はきわめて少ないが、後者の、漂流民の具体的な見聞の報告が比較的多く残る(注15)。これらは貴重な同時代記録である。このなかには、女官についても触れるものもある。先ず、ここで取り上げる主な史料を年代順に箇条書にして整理する。「」内は(注15)の訳注篇の一連番号。

(1) 一四五三年(尚泰久代)、漂流民の見聞(端宗元年)「七二」

a 「琉球国王は或いは一、二月に一たび朝を受け…朝会の際は、三層の殿上に座し、群臣は冠帯を具して庭下に拝す」

b 「中山王の弟、軍士を率い、旗鼓・雨傘を備えて郊に出迎し、殿内に入りて宴慰す」

(2) 一四六二年、梁成の見聞(世祖八年)「一二五」

a 「王城は凡そ三重にして、外城に倉庫及び厩あり。中城は侍衛の軍二百余、之に居る。内城に二三の層閣あり。大概、勤政殿の如し。其の王、吉日を択んで往来して之に居す。…王は中層に居す。侍女百余人あり。…」

- b (朝会には)「遠方の邑の長、吉日を択んで、宴を^{まじ}辨えて闕庭に供進す。…国王は層閣に在りて下らず。群臣は庭に在りて飲食す…」
- c (詔勅を迎える時は)「軍士、甲冑を具して出迎」し、「王は絳衣を服し、冠を着して之を押し坐す」。
- 「国王は常に層閣に在りて下らず。婦人をして命を伝えしむ」。
- d 「軍士百余をもつて、額となし、更日、逆直す」(注16)。
- e 「七月十五日、仏寺に上る。亡親の姓名を記し、案上に置き、米を床に^{まじ}奠え、竹葉を以て地に灌水す。僧は則ち誑経し、俗は則ち礼拝す。
- (3) 一四六二年(尚徳代)肖得誠の見聞(世祖八年)「一二五」
- a 「国王、二層の閣に居す。…軍士焉に留宿す。朝会及び罪囚鞠問の時、軍士は甲を着けて侍衛し…」。「五日毎に、一たび朝会す。」
- b 「旧宮。居する所の宮城の南に在り…」
- (4) 一四六二年(尚徳代)、琉球国の使者普須古・蔡環の聞見の事目(世祖八年)、「一二六」
- a 「王宮は乾清殿と曰い、三層有り。正門は紫宸…」
- b 「凡そ、王拳動するに、女官剣を杖して侍衛す」
- c 「国に神堂あり。人、之を畏れ、近づきて之を視ることを得ず。若し、嫌人有らば、則ち巫に憑り、人、神に祝^いる。巫、神語を伝えて曰く、当に其の家を焚くべし。…」
- (5) 一四七九年(尚真代)、漂流人金非乙介などの口述(成宗十年)「一七七」「一七九」
- a 「国王黄金飾の大輦に乗り、前後の軍衛・儀杖甚だ盛んなり。又十余歳の男子、騎馬して随行し、兵衛もまた盛んなり。来たりて官府に至る。」
- b 「国王薨逝し、女主国を治む。輦に乗る者はこれ女主なり。騎馬の小兒は即ち国王の子なり」
- c 「七月十五日、諸寺刹、幢蓋を造る。…其の夜大いに、雑戯を設く。国王臨観す。故に男女往きて観る者、街を填め…」。
- (6) 一五四六年(尚清代)、朴孫の見聞「二九九」
- a 「…女に官職有り。凡そ女政は皆、女官に於て決す。朝衙は国王に於てせずして独り王妃に於てするなり。女官の行くや、騎するに鞍に跨らず、鞍上に…」
- (1)は、博多僧道安の同伴した漂流民によるものである。三年の滞在中に見聞した琉球の習俗が、詳しく紹介されている。最もはやい時期の王城の記録としてとりあげるが、侍女(女官)についての記録はない。国王のもとには、冠帯を着けた臣下がおり、たびたび朝会が行われたこと、国王は最上層、臣下は庭で御拝を行うなど、その上下の関係が、はっきり示されている。bにより、この頃、軍士がいたことも確かめられる。
- (2)は、約一〇年後の、世祖八年二月(一四六二年)で女官に関する記録を残す。

梁成は、水軍の兵士として、一四五六年に、濟州島↓久米島↓國の水辺公館↓王城へ、本島で四年半を過ごした。肖得誠外は、世祖七年正月に発船し、四月に本島に送られ、王宮の一部に居住し、その一二月に、琉球国の使者普須古・蔡璟に伴われて帰国した^(注17)。『海東諸国紀』琉球国図の時代とほぼ重なり、ここにはさらに詳しい王城の描写がある。王は層閣にいて、朝会の後の宴会や詔勅を迎える時は、層閣から降りず、侍女が取次ぎを行った、という。軍士もいた。bについては、五の大美御殿のところであられる。

(3)の肖得誠の記録は侍女についてはふれていないが、(2)とほぼ同様の記録を残す。

(4)は琉球国の使者普須古・蔡璟の聞見の事目(世祖八年)。「文献通考」の琉球記事に沿って、漢通事を介した、宣慰使との詳細な応答が記録されている。王府の「官闕の制」、とくに呼称について、漂流人の報告と異なる点が多い。たとえば乾清殿・紫宸…の呼称は実際にはない。しかし漂流民の証言と合致する部分があるから、その実態がなかったとはいいきれない。これらに擬すべき建造物や官制・組織があったための解答と理解してよいのではないかといわれている^(注18)。

b 「女官劍を杖して侍衛す」について

『女官御双紙』(巻上)によれば、禁中の女官、うちよくいのみむしられ三員は、「御なかしやう(淑順門のこと―筆者)の御番并諸方取次之事を掌」った。多くの門や王城の番は、ヒキの役割となったが、かつての侍女、女官が、その昔、王城が小規模であった頃の門番としての役割を、一八世紀始めまで慣習として行つて残っていたということであろう。これは、侍女と兵士(後にヒキ役とよばれ多くの職能をもつ)は、本来、王の身边警護、門の番という、共通の役割をもっていた可能性を示す事例ではなからうか。

(4) d 「祀神礼」について、「國に神堂有り。人、之を畏れ、近づきて之を視ることを得ず。若し、嫌人有らば、則ち巫に憑り、人、神に祝る。巫、神語を伝えて曰く、当に其の家を焚くべし。…」の記事について、小島氏は、この頃国家的な神堂があったと推測し、この記事の、神道記や陳侃の神判的な記述との類似性を指摘された^(注19)。

(5)は、國王の死後、女主が國を治めていること、王の子と女主との関係を伝える史料である。

(6)の、朴孫は、一五四二年に、濟州島から漂着して、三年余留まり、明に転送され、冬至使いに伴われて帰國。

又、「國の神堂」での「祀神礼」の史料について、その価値を問題視する意見もあるが、この時代に神判的なことが行われていたことを反映したものとかんがえる。

朴孫の見聞にみえる、尚清王時代の「女官」とは、いわゆる侍女だけでなく、首里大アムシラレなどの活動を反映しているともかんがえられる。これについては、最後にふれる。

3 冊封使の使録と『神道記』の記録

これは、つねに引かれる周知の史料であり、筆者も旧稿で論じたので、簡単に述べる。一五三四年に来琉した陳侃は「俗、神を畏る。神は皆婦人を以て尸と為す。凡そ二夫を経たる者は、則ち之を尸とせず。王府事有れば則ち哨聚して来る。王、世子及び陪臣を率いて、皆、頓首百拜す。然る所以の者は、国人凡そ不善を為すを謀らんと欲せば、神、即夜王に告ぐるを以て、王、之を就擒するを以てなり：：戸婦は女君と名づけ、首従動経すること三、五百人、各、草圈を戴き、樹枝を携へて、乗騎する者有り。：：王宮中に入りて以て遊戯する。一唄百和、声音哀慘なり。来去時ならず」という記録を残した。

『神道記』もまた、「：：：：国に悪心貶毀の者あれば、必ず是を刑罰し、誹謗の者をば口を裂き：：：悪心の者常に毒蛇の攻あり：：託女三三人は皆王家也、妃も其一人也。聞補君（聞得大君カ）を長とす」と書き記している。

従来説は、主にこれらを、第二尚氏時代に整備された、巫女組織を語る史料としてあげている。はやくに伊波普猷氏も、この陳侃の記述を、女君（聞得大君）の下で、三五百人の尸婦が活動している状の記録であり、この中の「一唄百和」は、たぐさを携えて、女君が神歌（オモロ）を唱することを、述べたものと解釈された^{（注20）}。この説が、聞得大君を頂点とする巫女組織に関する通説的な見解と

して、引き継がれてきた。

上記の史料について筆者は、これらは、当時行われていた神判的なものについて述べているものであり、当時の宗教的な状況の側面であるが、これらの見聞記録のみで、当時の祭祀儀礼のすべてを説明することはできないこと、とくに、オモロとこれらの女性たちを直接的に結び付けることに、異議を唱えてきた^{（注21）}。

四 社参と物参り―七社への物参りに関連して―

1

ここでは、女官や君々のかかわる祭祀の特徴を知るために、王府の年中行事を当面、ごく大づかみに次のように分類する。

- | | | |
|-----|--------|------------------------------|
| (1) | 総合的な儀礼 | 朝拝・正月儀礼・冬至儀礼・歳暮儀礼・社参（元日・十五日） |
| (2) | 農耕儀礼 | 稲穂祭・大祭・ミシキヨマ、雨乞い、物参り |
| (3) | 対外的な儀礼 | 冊封儀礼・勅書迎 |
| (4) | 目的未詳 | 庫理お願・カマド廻り |
| (5) | 仏事・神事 | 年忌・節供 |

個々について、少々説明を加える。

(1)の正月儀礼、初御願は十二月吉日に解かれ、年末に、次の正月行事の準備を行う。一年を通じての総合的な祈願が多い。

(2)の物参りと(社参)について。ここに物参りを入れる理由は、ミシキヨマを百人御物参りと呼ぶ場合があること、また伊波普猷氏も言われたように、モノとは、形はみえないが不思議な作用をするものの義であり(「君真物の来訪」)、(物忌み)はとくに順調な穀物の生育を祈願して行うツツシミのために行われることが多かったと思われるからである。

『由来記』巻一は元日と十五日に(社参)が行われたことを記録する。この(社参)も、参拝者の顔ぶれからみて、(物参り)の範疇に入ると筆者は考えている。その参詣の対象は、諸宗派の寺院・中国系の祭祀所など多岐にわたり、総合的な物参りというべきものと思われる。正月社参の人員構成は百人御物参的規模である。『女官御双紙』はこの社参の記事を欠くことからみて、ここに、百人物参りの統率者首里大アムシラレは参加しなかったたのであろう(王城公事、三殿内年中行事)。

『由来記』巻一記載の、社参の目的地と人員は次のようである。

「参詣之諸官、於御庭為四拜、社参赴也。波之上山権現天尊堂、広厳寺、冲山権現、下天妃・上天妃・

竜王殿、長寿寺天照太神、天久山権現崇元寺先王、神徳寺八幡大菩薩、荒神堂、円覚寺先王」

ここには、真言宗系の波上・冲山だけではなく、中国系の下天妃・上天妃・竜王殿、天尊堂、等があり、あらゆる方面への参拝といつてよいであろう。

社参人員は、親方三員、座敷九員、当二員、平等大屋子一員、勢頭役四員、親雲上七拾七員、若里之子・筑登之廿一員、家来赤頭百九拾四員、都三百十一員(傍線は筆者)と記録し、社参の目的は、「祈福」という。参詣ののち、御庭で復命し、九拜。王出御があり、四拜。下庫理で官員に酒を給う、という次第であった。

さらに、昔は、社参の途中往還で神歌(オモロ)がうたわれたといっている。

「…昔者、称夜御物参、除夜ニ按司一員、諸官、俱神唄謳セテ(唄勢頭部為職業。途中往還歌也)社参也…」

とくにこの場合は、三百人以上の官員が、王城をでて、那覇・天久・久米村などの各所に参詣するというのであるからきわめて大がかりなものであったと思われる。

「平等大屋子」は、前稿などで述べてきた、通常の物参人員の中にはみえないが、一六一七年設立の王府裁判所、平等所の官人であり、その職事は下庫理の按司衆の出仕の暇乞いの取次ぎや、罪人糾明や首里三平等のことを担当したという(『由来記』巻二、42)。

この正月社参詣記事は、一で触れた、一六二七年の社参記事(『球陽』尚豊王五年、二七八項)と

同一であり、島津侵入以後の、王府の、王府儀礼に関する姿勢を明示したものと考えられる。

(5)の七社の祭祀儀礼と物参りや内侍について述べておきたい。

『琉球国中山王府官制』(二七〇六年成立)は、祝長として、

①七社神楽祝七員(七社祝) ②神歌長一員(神歌主取) ③神歌協長三員(神歌親雲上) ④巫覡長(時之大屋子)をあげており、七社祝も、王府の祭祀儀礼とかかわりのあったことを示している。七社とは、波上・沖山・天久・末吉・識名・普天間・安里八幡であり、祝(ホーイ)は祢宜に相当し、内侍は巫女といわれる。波上の大夫が、これらの神職を統率していた(注22)。

内侍と七社祝の役割については、『女官御双紙』が詳しく記録しており、それを『由来記』の七社に関する記述と比較することによって、具体的に、王府の祭祀儀礼との関係を知ることができる。

内侍と祝部の参詣先は、弁嶽・識名・末吉・観音堂・弁才天堂・波の上・天久・八幡などであり、そこで神楽を上げるのが主な職掌であつたらしい。その来歴として、薩洲との関係が語られている。

ここでは、『女官御双紙』が、「年中の公事」として記すものから、王府内原に行くものなど二・三をとりあげる。このほか、正・五・九月、唐船出入時や除夜などにも神楽をあげた。

(1) 一月七日 節供 七社祝部・内侍の内原参上(大庫理の作事アムシラレ取次)。

(2) 正・九月 王の歳日に弁嶽・識名……に七社祝部・内侍が参詣、立願・神楽。

(3) 三・八月 識名・末吉・普天間・八幡、御物参り、波上・沖・長寿寺・天久、四度参り各社で神

楽(傍線は筆者)。

『由来記』巻二は、七社祝部職事、として詳しい記述をするが、ここでは上記(3)の物参りをとりあげる。同書は、

「三八月、四品御物参りに、識名・末吉・普天間・八幡権現、三八月、四度御物参、波之上、沖山権現、長寿寺伊勢神宮、天久権現、御神楽上申也」

とあつて、『女官御双紙』のいう、三八月の御物参りが、百人御物参の一種(四品御物参)であることを確認できる。

このことから、すでに、二―3で述べたような、王府で行われる二種の物参りが、七社でも行われた、と推定される。

つまり、内侍は、主にヤマト系の神事のための(神楽上)に、王府に出向くこと、その際は大庫理の女官が取次ぎを行ったこと、又王府側からは、神社に対して物参を行うという、儀礼交換があつた、ということである。内侍の任職については『女官御双紙』に記録はない。但し、「内侍になれば、御札歳付、御赦免、并屋敷かない御免の事」(巻中)とあるから、王府から優遇される点があつた、ということであろう。七社は、半ば、王府の祭祀儀礼の枠内にあつたことを示している。

五 君々と大美御殿における年忌儀礼

1 年忌と君々

君々と年忌の関係について述べる史料は多くはない。君々は、十二月、大庫理において、三平等大アマシラレのもとで、任職の式、「君々御玉改」（『由来記』巻五―真壁殿内の項）を行ったとあるから、王府のなかでたしかな地位を占めていたことは明らかである。

『由来記』巻一、年忌の項は、君々と年忌の関係について、おおよそ次のようなことを述べている。先王・先妃、回忌の年に当たたる孟秋（七月）には、天王寺と天界寺に茶屋を建てて準備し「弔祭之礼」を行う。燈を燃し、施餓鬼の後、行幸。御拝の後は、諸官や在番奉行・隠居、禪家・聖家とともに招くこと。次いで、君々について、「君々並びに御親戚を召し、この四日、首里・那覇之躍あり……」と記す。また、これらは、尚真王の円覚寺創建の時に始まるものか、とし、又、燈を燃すのは倭俗に倣う習俗か、とも記している。『旧記』も、同様である。これによって回忌の年には、寺に茶屋をたてて仏事を行ったことがわかる。

前に引いた、『李朝実録』の、七月十五日についての二つの記録、一四六二年の(2)e、一四七九年の(5)cは、これに類似した、はやい時期の記録とみられている。この頃に行われる、首里・那覇之躍を取り仕切るのが池宮正次氏の指摘された、近世の多くの家譜にみえる（躰奉行）であった^{注23}。

『由来記』王城公事が「君々」の参加する儀礼として記録するのは、〈年忌〉のみであるが、『女官御双紙』はこれを少々詳しく記録している。

まず、三平等の大アマシラレの年中行事の項（巻中）には、二箇所次のような記録がある。

「御年回相当、御茶御殿へ女中方御召寄の時、諸事掌之。御法事の時も同断」

「御茶御殿立申時、君々御呼之時ハ、御先に参上、拝み（給）ひ申なり」

年回に当たって、御茶殿へ「女中方」召寄の時や法事の時三平等大アマシラレが諸事を掌ること、又御茶御殿をたて、君々をよぶ時には、先に参上して拝す、という^{注24}。

又、次に述べる大美御殿の従官に関する記録（『由来記』巻二）によれば、惣大親（三司官一員）御物大親（親方二員、座敷一員）などのほかに、御茶湯庖理（四員）御包丁（二員）役があるから、これが、〈御茶殿〉との関連を示すものかもしれない。

祖辺の大アマ・泉崎大アマ・泊大アマも各々、大アマシラレの取次ぎによって、供物を携えて年忌の祭礼に加わったと記す。

2 大美御殿と年忌

大美御殿は、御内原付属の別邸で、天界寺や玉御殿付近、安国寺と相對する地点にあったと推定さ

れ、その遺跡は、約七〇〇坪の広さがあるという(注25)。「世譜」(蔡温本)『世鑑』が、その築造の記事を載せている。『世鑑』巻五、尚清王嘉靖二十六年(一五四七年)は、王族女性のための産所や、三年の喪を行う場所として、大美御殿の普請が始まり、二十七年に完成したとして、次のように記している。

「此大美御殿ト申スハ、古ヨリ雖無之、尚清王、睿慮ヲ被廻、宣ケルハ、
我朝ハ神国ニテ、天神・海神、出現ノ時ハ、禁裏ニテ遊託ナレバ、禁裏ハ是、潔戒スベキノ地也。
去程ニ、禁裏ニテ、王子・王女、誕生ナドモ、穢汚ニヤ、成リヌラン。依テ今、新ミ殿ヲ作テ、
産所トハ定ナリ。是亦敬神ノ一ナリ。

我、後世ニ至テ、夫人・女子・官女共、菩提寺ニ来ランモ、難カルベシ。

只御殿ニテ、三年ノ喪、或ハ春秋ノ祭ヲ弔ベシ。我孫子継世ノ程ハ、此法不可変。是我本意也。ト、
遺詔ヲノコシ玉ヘケル間、其後相続、此礼今ニ有リ。後ノ君臣、慎終々々。嘉靖二十八年己酉十
月十三日」

ここで注目されるのは、まず、神道思想の、王府の祭祀儀礼に与えた影響であり、出産をけがれと捉えて、産所として別に新殿をつくることを言っていること、もう一つは、妃以外の、夫人・御手懸・女官―『女官御双紙』はこれらの女性を多数記載している―、のための年忌を行う場であることを、述べている点である。

『世鑑』は、大美御殿を、「新殿」とするが、『世譜』(巻七尚清王)は、これを既存の、世子のための別宅を増築したものであるという。又、王殿失火の際には、王が移居するところでもあったともいう(『球陽』、一六六〇年、尚質一三年)。

『世譜』尚円王、附に、王の家廟についての記事があり、成化年間に、天王寺は家廟としてたてられ、弘治七年に、尚真王は円覚寺を宗廟、天王寺を王妃廟とした、とある。これは、王と妃のみの廟であるから、さらに、夫人その他の女性の葬礼の場を造ることを求められていたのであろう。

『由来記』王城公事のなかに、「七月七日に王は、円覚・天王寺・天界寺のほか、大美御殿でも先王御拝を行う」とあるのは、これらの女性も広く王族としての地位が認められていた、ということであらう。

尚豊王(一六二一―一六四〇年)以後この御殿は、畿内三間切の按司地頭知行一千石を維持費として与えられ、大親以下勤仕の役職は中城殿に準じ、金穀収納のことを司る所でもあったという(『南島風土記』『沖繩大百科事典』)。

「大美御殿は、毎年知行高一千石を授け、出税あることなし。而して殿内の費用、欠乏有るなし……」(『球陽』尚敬王一九年、一七三二年)という記述もみえる。

次の『女官御双紙』の記事は、夫人やおめなりべと、大美御殿の関係を示している。

- ① 尚質（一六四八〜一六六八年）尊君夫人、について「米二拾斛、大美御殿より出…」
- ② 「…御姫、御めなり部は、大美御殿より御扶持米二拾斛、御地頭職知行給ふ事も有之」（注26）
- ①②は、これらの女性が、大美御殿から俸祿を得ていたことを示す記事かと思われる（注27）。

『女官御双紙』の三十三君の項は、王妃の他、王子の娘・親方の室・按司の室、など多数をあげている。『由来記』のいう君々は、以上のようなかたちで、大美御殿と係わった王族女性たちである、とかがえてよいであろう。

六 大庫理関連の祭祀と禁中女官―首里城の歴史と大庫理―

正殿百浦添の二階にある大庫理は、「官女の座す所」であり、玉座ウサスカ（御差床）や、火神を祀るオセンミコチャなどがあつた（注28）。

1 大庫理の女官

禁中女官と三平等大アムシラレの、ともにかかわる王城祭祀として、正月初御願・冬至儀礼・庫理御願・任職儀礼などがあつた。

『女官御双紙』（巻上）の、禁中女官に関する記述を整理すると次のようになる。女官は、大庫理と書院におり、主に、以下のような、下庫理・書院などの取次・祝のための人員であつたと記される。大勢頭部（禁中最上の官女、大庫理のアムシラレ三員（下庫理との取次）、真南風のアムシラレ（書院・内証向取次）、大庫理のアネベ（大庫理のみおやだいり）、よたのアムシラレ（下庫理出御・行幸・殿中のみさだり）、その他、祝いの為の人員として、酒こちや勢頭部・同アネベ、そなえこちや勢頭部・同アネベ、作事のアムシラレ、しやうのアナクモイ（門の御番・開閉）。

大勢頭部の職事は正月御願、首里大アムシラレ任職、今婦仁あふりやへ代合、聞得大君あらおれ（一七〇六年）、麦穂祭などの際の取次、三平等大アムシラレや内侍登城の際の王への取次、あるいは、雨乞の代参・祈願、サヤハの水の取次などであつた（『由来記』）。大庫理アムシラレ以下の職掌も、『由来記』、とくに『女官御双紙』の三平等の年中行事に詳しく記述されている。

2 大庫理に関する記述

まず、『由来記』『女官御双紙』（巻中）（三平等大アムシラレの年中行事）の大庫理についての記述を整理する。

これらは、(1)歳末・正月行事、(2)勅書迎とのかかわり、(3)代相任職儀礼の三種の記録と、百人御物参りに関するもの、に分けられる。各々について説明する。

- (1) ① 三平等大アマムシラレの年中行事の項によれば、元日の朝拝アサノミハイ(『由来記』になし)には、三平等大アマムシラレが、大庫理女官たちを介して、酒・煙草・玉貫を献上。大庫理で王と妃による儀式がある。時大屋敷に日選を依頼し、上記の女官を総動員して行う儀式であった(注29)。
- ② ①に次いで、三平等大アマムシラレによる(初御願)。赤田門↓御内原。ミモノウチノカワルメ・マモノ内ノウチアガリで、オタカベ。その後首里大アマムシラレのみは、国中城・弁嶽小嶽・アカス森でオタカベを唱える。
- ③ 十二月吉日に②のほどき御願。
- ④ 冬至朝の御拝。⑤と同様。時の大屋敷の、ほとき御願の御日選。
- ⑤ 正月十一日〜十三日まで、大庫理で、聖家は(御祈禱)を行い、七宮の座主も加わる。護国寺僧の注によれば、正月・五月・九月は、一年の凶月であり、その一切の悪事を消除するための祈禱、という(『由来記』巻一)。
- (2) (勅書迎)とのかかわり。
- 『由来記』巻一の記す(勅書迎)は、王が「玉庭」で、三司官以下の諸官や使者などと共に拝礼する儀礼である。終了後「余当衆、次第に大庫理に入る」とある。
- (3) 代相と(玉改)の儀礼を行う。

『女官御双紙』は、いずれも一七世紀以降の事としてであるが、首里大アマムシラレのほか、二大アマムシラレの任職も大庫理で行ったという(注30)。前述のように君々の御玉改もここで行われた。

ここで注目したいのはこの三大アマムシラレの任職儀礼には、共に、(御内証御使)と(表御使平等所筆者)の言上写しが必要であったことである。

大庫理についてまとめると、次のようになる。ここには玉座があり、七社と結びつきをもつ真言宗的な儀礼や、正月儀礼、君々の玉改、三平等大アマムシラレなどの代相儀礼が行われ僅かではあるが(勅書迎)ともかかわる、最も重要な(内証)の場であった。『球陽』尚益王三年(一七二二)の記事は、大庫理では時代の推移によって中国的な聖像と、ヤマトの七福神の一つ福祿寿の掛け物とをかけ代えたことを記録しており、この場の性格を象徴的に表現しているように思われる。

3 (内証御使)と(表御使)の意味

『女官御双紙』の三大アマムシラレの任職儀礼の記述にある(内証)と(表)とはどのような意味をもつのであろうか。

康熙四十三年(一七〇四)の真壁大アマムシラレの任職について「…日撰次第、御拝するようにと、御内証より首里大アマムシラレ御使成下さる。表より平等所の筆者御使、言上、御羽書持参る」とあり、真壁大アマムシラレの場合は、内証は首里大アマムシラレ御使、表からは、平等所の筆者が使いとなった、

ということである(注31)。

ほかの二大アムシラレの認証儀礼も、〈御内証御使〉と〈表御使〉平等所筆者が、言上写を持来ることから始まる。

〔御内証御使〕と〔表御使〕の解釈については、高良倉吉氏の次のような見解に従いたい(注32)。

氏は、「…首里城内は国王とその家族が日常生活を送る内宮と政治行政施設として機能する外宮の区別」があり、正殿・北殿・南殿から西は外宮で〔表〕であり、その東から南にかけては、内宮に相当し、こちらが〔内証〕である。〔御内証御使〕は、国王直属の使者であり、〔表御使〕は公儀の使者であると述べられた。

旧稿で述べたように、首里大アムシラレは、下庫理や書院その他で勤番する、ヒキやヒキ系官員とともに、農耕儀礼や百人御物参りなどの王府の儀礼を取り仕切った。大アムシラレの職事はあきらかに、内証方面のことであり、大庫理は、内証の中での最重要の場であった。その任職に当たっては、双方の承認を必要としたことを示すものであろう。

4 『李朝実録』にみる、王城の女官と大庫理

『李朝実録』に記録された、首里城正殿層閣の、侍女と王の居場所を、後に大庫理と呼ぶ場所と定してよいのであろうか。

従来説は、首里城は一四五三年に、王位継承を争う志魯・布里の乱のために、一度焼失したと推定している(注33)。

ところが近年、この焼失したといわれる時期の前後に、琉球に滞在した李朝の人々の記録の中に、この時期に王城に火災があったことを読み取れないことなどから、少なくとも正殿は罹災しなかったのではないかと、という意見がだされた(注34)。これに関する琉球史書の史料批判をふくめて説得力のある説であり筆者はこれに従いたい。また、別に、城郭拡張や城内整備の歴史の流れのなかでも、正殿の位置は一貫して変わらなかった(注35)、ともいわれているので、どちらの説をとるにしても、宮殿の間取りや、王は侍女とともに正殿の層閣に居る、という習わしにも変化はなかった、とみてよいであろう。大庫理の女官たちに、古い王城の習俗は引き継がれていたであろう。

5 庫理御願と大庫理

『由来記』巻一の王城の公事にはみえず、同書巻五の城外の三平等殿内の年中行事として記録されるものに、〈庫理御願〉がある。これは、大庫理のための儀礼でもあったと推測される。

庫理御願は、正月に立願、十二月に解くものであり、三平等の各殿内でオタカベをとる儀礼であった。その巡拝御嶽の名と参人員からこの儀礼の目的や意味を探ることができる。三殿内の巡拝箇所は次のようである。

・真壁殿内　メヅラ嶽　見上森　内金城嶽　前原神　下原神
 ・首里殿内　国中城　崎山嶽火神前
 ・儀保殿内　火神　クムデ嶽　白カネ嶽
 ・真壁殿内では、火神ノ前御嶽に、仙香・花・五水一対（常住勢頭持参）を供え、オタカベを唱え、庫理の人員一七人で、御拝し、城内外の御嶽を巡る。七度物参りをし、供物は二庫理の諸臣が供える。この記述中の「二庫理」「庫理の人員一七人」について断定はできないが、ここに常住勢頭という、下庫理話のヒキ役もみえるから、二庫理とは、大庫理・下庫理を指すものであり、人員一七人、とは、両庫理の人員とみてよいであろう。

巡拝箇所についていえば、これらの御嶽は、その築造も比較的あたらしく、ヤマトからの外来信仰に基づくものがあること、たとえば、メヅラ嶽は一六〇年代の成立であり、前原神の神名は弁才天である（巻二―35）。国中城・崎山嶽は、前稿で述べたように、両者とも首里殿内管内にあり、前者は継生門の御嶽であり、後者は、熊野信仰や、波上と直接にむすびついた崎山里主の御嶽であった（『由来記』巻五崎山御嶽・同十一波上護国寺）。繰り返しになるが、この首里殿内管轄内の、弁才天を祀る弁嶽は波上護国寺建立の日秀上人との結びつきをかたる対面石伝承もあり、首里大アムシラレ主宰の、王府祭祀の重要な拠点であった。

三殿内がここで、ともに行う、（七度御物参）は、『由来記』（巻一―42）によれば、繰り返し述べられるように百人御物参の一種である。つまり大アムシラレとヒキ系官員によるものであり、比較的あたらしい物参りの形態であったと思われる。もう一つは、三殿内とも火神御嶽が御拝の対象となっており、ここにも大庫理の火神信仰との関連がみられる。

まとめに代えて―王城祭祀儀礼とその変遷に関連して―

(1) 君々の職事と大美御殿

『由来記』（王城公事七月）は、君々と年忌の関係について、短い記録を残すのみであるが、この記事は、尚清王代に、（王）夫人・女子・官女の座所や年忌の場として、城外に創建したという大美御殿（『世鑑』ほか）とふかく係わるものとかんがえる。

七月七日には、天王・円覚・天界寺のほか、大美御殿にも行幸があり、先王御拝が行われたことを記し（『由来記』巻二）、又実際に、大美御殿の君々が年忌に参加するという記録もある。ひろく、王の正妻以外の女性、王族女性や官女を、『由来記』と『女官御双紙』は君々とよんでいたと推定する。後者は、王夫人がこの殿から、御扶持米を得ていたという史料も載せる。

(2) 大庫理では、王府の祭祀儀礼のうち、正月の朝拝、三平等大アムシラレの代相君々の（玉改）、また、七宮の座主とともに真言宗的な祈祷も行われた。下庫理と異なり、勅書迎のような、外朝的な

儀礼の場としての痕跡を残しているように思われる。

(3) 七社と内侍

七社内侍と祝も、半ば王府の儀礼に組み込まれており、主な神社、王府の初節句、弁嶽参詣には神楽をあげるのを職事とし、大庫理で女官の取次ぎにより儀式を行った(一月七日)。王府からの物参りも行われた。

(4) 王府祭祀儀礼に関する従来説について

従来 of 男女の聖俗二元論では、述べてきたような、王府の祭祀儀礼を矛盾なく説明することはできないとかがえる。王国を構成する大部分の人々のもつ、土地に根ざした思考や思想を問題にする時、王府儀礼の基礎となるのは、農耕儀礼や物参りであり、その核の部分は、ヒキヤヒキ系官人によつて行われた、と筆者はみている。大がかりな、正月の(社参)も物参りの一つと考える。

王城は、(内) (内証) と(表) に区別される傾向があり、前者は祭祀儀礼の場、後者は政治の場、とみるのは正しいと思う。ただし、(内) と(表) の区別を、女性(神女の儀礼) 対男性(官人の儀礼) の違いであるとすること、又祭祀儀礼は、王族神女の儀礼から男性(官人の儀礼) へと変化した、とする従来説には賛成できない。前稿でみたように、王府の農耕儀礼や雨乞・物参りの詳細をみると、すでに尚清王時代には、男女の別なく、首里大アムシラレヤヒキ系官人により執り行われていた、とみられるからである。

君々とオモロについて

(君々) は、前述のように尚清王時代の大美御殿の築造の頃から、先王を含めた王族周辺の人々の年忌儀礼の職事に係わったことがあきらかになった。オモロに関しては、正月の(社参)の項が、かつてその往還に神歌(オモロ)が、勢頭部や諸官により歌われた、と記録していた(『由来記』)。この二つの職事とその担当者には明らかな区別があったとかがえられる。

一方、旧稿でも取り上げたがこれを最もよく示す事例として大美御殿建造とほぼ同時代の記述に、これも良く知られた、オモロ歌唱者についての記事がある。

尚清王代の嘉靖年間に、湛氏は神歌司頭として久高島行幸に従い、帰路に船上で嵐に遭遇した。しかし神歌をうたつて海波を穏やかにした、その功により、家来赤頭(ヒキの下役)に登用された、という話である(『球陽』)。ここには、オモロが呪術的效果をもち、行幸の際にうたわれるものであり、王に近侍する、ヒキと直接に結びついた歌謡であることが表現されている。

これは、従来説のいう、王族神女がオモロに直接かかわったとする、ほぼ初期のオモロに関する記事である。この時期に、君々が、王府祭祀でうたう神歌の主体でもあった、あるいは歌唱を担ったと推理することには無理があろう。陳侃の記録などにみえる、「王宮に入り遊戯し、一唱百和する戸婦や女君」の「一唱百和」とオモロとを、この例のみでむすびつけるのにも無理があると筆者はかんがえる。その他のこのことに関する私見は省略する(小稿一ノ三、及び注13拙稿参照)。

つぎに、先にとりあげた『李朝実録』の王城の記録の中から二三をとりあげ、ここで考察したそれ以後の祭祀とを比較してその変化などを指摘し、まとめたい。

『李朝実録』は、王は層閣を下りず、婦人(侍女)が取次ぎ役であったと記録する。この層閣は、後に大庫理とよばれ、王と侍女の居所であったことに変化はなかったようである。

『李朝実録』によれば、朝会は、王は層閣に、群臣は庭に行われた。これは後に、王庭で行う朝拝の儀礼として整えられていったのであろう。

『李朝実録』には、多くの兵士が侍衛していたことが度々記録されている。兵士はのちの、王近侍の官員に、又「劍を杖して侍衛する女官」も、『女官御双紙』の、城門の番をする女官に、系譜的に繋がっていくのであろう。

冠帯をした臣下や、袖口及び衣の上に、五色の糸を以て獸形を繡す尊者の存在や、袖口の刺繍の身分標識は、身分尊卑の礼秩序を示す(第一次畿内制度)ともいうべきものが実際に行われていたことの一つの証と思われる(注12拙稿、参照)。

『李朝実録』の記録する(詔勅迎)は、甲冑をつけた軍士が出迎え、冠と絳衣(紅衣)をつけた王が、層閣を下りずに詔勅を拝する、というものだった。『由來記』の記す、(勅書迎)は、王は(玉庭)に下りて、三司官以下諸官や使者などと共に、拝礼する「中華礼法」に変わっている。

(勅書迎)は、冊封国として、必須の儀礼であり、もっとも重視されたものの一つであろう。大庫理では、時代の推移とともに、一方で、真言宗の祈禱を行い、君々の「玉改め」や、三平等の大アムシラレたちの任命式も行うようになったのであろう。禁中最高の女官大勢頭部は、七社の内侍を含む全ての者の、王への取次ぎをし、雨乞い祭祀などに、王の代参を行った。大庫理は王府の儀礼の中心の一つとなっていくたとかんがえられる。注目したいのは、ここで行う元日の朝拝(朝のみはい)や(初御願)の正月の祭祀儀礼も、首里殿内(首里大アムシラレ)を中心としたものであったということである。

女官に関する『李朝実録』の記述のなかで、一五四六年(尚清)の記録「…女に官職あり。凡そ、女政は皆、女官において決す…」は、尚泰久時代の漂流民の見聞から約百年を経た時期の記録である。この女官は、先にみた、侍女のイメージとは異なっている。

『李朝実録』の記録する王城と、十六世紀以降のそれとの最も異なる点は、後者には畿内の三間切に殿内があり、首里大アムシラレが他の二人の二平等大アムシラレを率いて、王城(内証)の主な儀礼を取り仕切っていたと推定されることである。大美御殿の築造もあり、君々とよばれる王族の女性たちの地位も確かなものになっていたのであろう。「女政は皆、女官において決す」という記録は、このような当時の王府の状況を反映したものであると思われる。

紙幅の関係で割愛したが、泊里主とその妻泊大アム任職の由来話(『由來記』巻七、『球陽』尚徳王)は侍女と、のちの力を備えた女官たちを橋渡ししているように思われる。この呉姓宗重夫婦の得た(大

アム」と（里主）の地位は、十五世紀半ば、喜界島討伐ののち、泊港に帰還した王に手水を捧げた功によって特別に得たものであったという。泊里主は、泊を始め大島方面を掌管する役であったという。大アムは、王城の侍女（注36）ではなく、泊という、漂流民接待を行う公館もあり、海外に開けた場所で職務にあたり、土地を与えられるという、新しい型の女官であったと思われる。

【注】

〔注1〕 小川徹『近世沖縄の民俗史』（弘文堂、昭和六二年）。

〔注2〕 鈴木靖民「南島人の来朝をめぐる基礎的考察」『東アジアと日本』歴史編、吉川弘文館、昭和六二年、三五五・三五九・三八四頁）。

〔注3〕 『南島風土記』国相懐機の項に、「中国が、政治外交の指導者として特派任命。在職四〇年、三山統一以前から、その境界を超越して、琉球全体の顧問監督の地位にいたことを思わしめる」とあり、『出来記』巻一〇、に長寿寺、長虹隄の難工事の逸話がある。葉貫磨哉「琉球の仏教」『アジア仏教史』中国編IV、佼成出版社、昭和五一年、三二一・三二七・三三八頁）。

〔注4〕 真栄平房昭「琉球の国家儀礼と王権」『新沖縄文学』八五号、一九九〇年、八九頁）。『明実録』の琉球史料』（一）注釈稿、「長史」の項（和田久徳・池谷望子・内田昂子・高瀬恭子訳注、歴代宝案参考資料五、二〇〇一年、八八頁）
 〔注5〕 『四本堂家礼』（蔡家憲、一七三六年成立）。久米村系土階層の「年中諸礼之事」、家内の祭祀の記録であり、いわゆる御嶽・殿は一切対象とせず、上層的な祭祀とは異なっていた（注1小川氏著書二五三頁）。ここで、三月三日、八月カシキ、九月九日を俗節なり、と述べているのは、これらの節句を、中国系の祭祀と認めていなかったことを示すものではなからうか。

〔注6〕 豊見山和行「琉球王権への一視点」『文芸』二九巻四号、一九九〇年）。

〔注7〕 注4真栄平氏論文・安達義弘「国家儀礼と地方儀礼」『哲学年報』四七輯、昭和六三年）、小川徹氏注1著書。

〔注8〕 『日本民俗大辞典』（一九九九年）開得大君の項に簡潔にまとめられている。

〔注9〕 津田博幸「琉球国王の宗教的性格について」『南島研究と折口学』平成二年、桜楓社所収）。

〔注10〕 豊見山和行氏注6論文。これは、主に、小島瓔礼「首里城」『日本の神々』一九八七年）、真栄平房昭「琉球国王の冊封儀礼」（窪徳忠「沖縄の宗教と民俗」一九八八年所収）などの先行論考を踏まえて書かれている。

〔注11〕 石母田正『日本古代国家論』第一部、昭和四八年、岩波書店、九三頁）。

〔注12〕 『球陽』尚真王、二四二項、『南島風土記』首里城の項、拙稿「畿内としての首里みしまについて」『沖縄文化研究』一五号、一九八九年）。『金石文 歴史資料調査報告書V』（一九八五年、緑林堂出版）。

- (注13) オモロのキミに関する解釈は、拙稿「おもろさうしにみる久米島出自の神々の変容とその歴史的背景」(『沖縄文化研究』二八号、二〇〇二年) 参照。
- (注14) 拙稿「中世沖縄の稲祭と雨乞儀礼にみる大アムシラレとヒキ系官員の役割」上・下(『沖縄文化研究』三〇号、二〇〇四年、同三二号、二〇〇六年)
- (注15) 『朝鮮王朝実録琉球史料集成』訳注篇(池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編訳(榕樹書林、二〇〇五年、九五頁))
- (注16) 「朝官、凡そ人を用うるに、在位の人の薦擧を願す」。常時、百余人闕内に在り、事を治むること五日、相通る。…(一四二頁)、ともある。
- (注17) 注15の訳注篇、一四六頁。
- (注18) 注15の訳注篇、注(一六一頁)による。
- (注19) 小島環礼「王権の裏」(『歴史手帳』一〇号、名著出版、一九八五年)。
- (注20) 『伊波普猷全集』巻二、一〇三頁。
- (注21) 注13・14拙稿
- (注22) 平敷令治「沖縄の祭祀と信仰」(第一書房、一九九〇年、四二五頁)。
- (注23) 池宮正治「躍奉行―玉城朝薫任命の意味―」(『琉球の言語と文化』一九八二年、所収)
- (注24) この『女官御双紙』記事の「御茶御殿」は、「御茶屋御殿」(東苑)とは別であろう。二史料は、一六・二三頁。
- (注25) 『南島風土記』『沖縄大百科事典』。
- (注26) ①②は各々、五・二二頁。この記事に次いで、御姫、おめなり部の員官の記述がある。これは『由来記』巻二、「諸御殿並三司官従官之事」の、御姫・御姉妹部、御嫁部に関する記事とほぼ同一である。つまり、おめなり部は御姉妹部と同一であろう。また、『女官御双紙』二三頁、年忌記事の大美御殿に詰める「思妹部」も、御姉妹部のことではないだろうか。
- (注27) 大美御殿に関しては『南島風土記』以後研究の進展をみていないようである。さきにあげた肖得誠の一四六二年(『李朝実録』(3)b)の記録は大美御殿の前身に関する史料となる可能性が高いと考える。これは、①王子は国王と同処せず、別に他所にいたこと。国王は四人の子をもつこと。②国王は王子たちとともに、宮城の南の「旧宮」と城を待衛軍士を従えて時々往来した、ということ云っている。

『世譜』は、大美御殿の前身「旧宅」を、「先是、王為世子時、遠在中城、自造小殿于首里、以便問安」といい、世子のための小殿が首里にあったことを述べ、肖得誠の記録の内容と一致する。ただ異なるのはその方角で、古地図によれば、大美御殿は城の西方に位置する。この点は肖得誠の記録と合わない。

(注28) 『球陽』一七二二年、尚益王。大座理については、真栄平房敏『首里城物語』(ひるぎ社、一九九七年、六〇頁)、『首里城入門』(ひるぎ社、一九九七年、五四頁) 参照。

(注29) アネベた・掟作事アム・作事アム・時大屋子・三平等大アムシラレ・大勢頭部などの取次ぎをへて王が着座し、朝拝のあと、食宴・暇乞となる(一七頁)。

(注30) 『女官御双紙』三六・四一頁参照。「玉改」については注28の真栄平氏著書一四二頁参照。

(注31) 高梨一美氏は「琉球王国の祭祀組織の基礎的研究」(『民俗宗教の地平』一九九九年、春秋社)で、「内証」とは「口頭で伝達されたものであろう」とされた。

(注32) 高良倉吉「向象賢の論理」(『新琉球史』近世編上、琉球新報社、一九八九年所収、一六二頁)、高梨一美氏注31論文。

(注33) 注28の『首里城入門』一六頁。

(注34) 高瀬恭子「同時代史料にみる古琉球の王たち」(『史料編集室紀要』二十八号、二〇〇三年)。

(注35) 注28の『首里城物語』一八頁。

(注36) 『宮古島旧記』所収の、同島のマホナリが官女となった話のなかに、むかし重罪人の子は、オヤケゴとして宮中で召し使われたと述べる。ケゴは下僕、オヤケゴは宮僕のことである(池宮正治「混効験集の研究」第一書房、162頁)。侍女たちの出自も、マホナリに類するものか、あるいは、旧稿で考察しような、王府の久米島討伐による伴傭たちのヒキ役への吸収、に似た状況があったのではなからうか。性別により女官とヒキの職事の別が生じることはあり得たであろう。